

令和7年10月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 ( 282014 )
地域名 (地域内農業集落名)	余部区下余部 ( 下余部 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月2日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

地域内の市街化調整区域の農地は、勾配なく平野が広がり基盤整備も実施しているため耕作条件は比較的良い。個人農家では水稻を主に作付けしているなか、施設でトマトを栽培する法人や若い農業者が新規に参入するなど農地利用が多様化している。しかし、個人農家の高齢化が進んでおり安定した農地の維持管理が課題となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の農地は、人口密度の高い地域と隣接しており出荷条件も整っている。個人農家による水稻作付を維持しつつ、担い手による野菜を中心とした近郊型農業を進めていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地、及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域外から認定農業者や認定新規就農者、企業等呼び込み、農地集約を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、農地所有者の同意が得られれば農地中間管理機構を通じた貸し付けを行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備をおこなってから、歳月が経過しており、農業施設の老朽化や区画面積が大型農機に適応していないなどの問題が生じている。今後、スマート農業など新しい技術に取り組むことが求められる場合を想定し、基盤整備事業を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
周辺地域や関係機関と協力して担い手の確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時、農業振興支援に関する情報収集を図り、活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等	⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他		

【選択した上記の取組方針】

- ③スマート農業について、導入効果や費用対効果などを検証していく。
- ⑦多面的機能支払交付金事業を活用し、集落内の農地の保全・管理を共同で行う。